

緊急事態宣言解除後の定期乗車券購入等について

● 定期乗車券の払い戻し・新規ご購入に関するご案内

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期乗車券を一定期間ご利用にならなかった場合の旧定期乗車券の払い戻しは、新規の定期乗車券のご購入前又はご購入と同時に済ませ下さい。

<購入済みの通学定期券の払い戻しについて>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施された休校措置のため、通学定期券の払い戻しについては、2020年2月28日～同年5月25日の間の日を有効期限に含むものに限り、特例により、2020年2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして1ヶ月単位で計算した額を払い戻しいたします。
(所定の手数料等がかかります)

※2020年2月28日以降の最終登校日を、対象となる通学定期券の最終日とみなします。

● 通学定期券ご購入時の通学証明書等の取り扱いについて

休校となっていたこと等を事由として、次のいずれかに該当する場合は、通学区間と在学の確認ができた場合に限り、当該通学証明書等の有効期間の延長がなされているものとみなして通学定期券を発売いたします。

- ①新年度に有効な通学証明書の発行、更新、又は有効期間の延長を受けていない場合
- ②既に交付を受けた通学証明書の有効期間内が満了した場合

学生証および通学定期券購入兼用証明書に貼付する写真については、当面の間省略を可能とします。

※払い戻し取扱箇所や規則等、詳細は各社ホームページをご参照ください。

- JR東日本 https://www.jreast.co.jp/ass/pdf/20200518corona_teiki.pdf
- 西武鉄道 https://www.seiburailway.jp/news/information/20200424_tickets_information.pdf
- 東武鉄道 https://www.tobu.co.jp/pdf/news_20200408_02.pdf